

物件調書

区分番号：

【登録識別情報等通知書（自動車検査証返納証明書）の記載内容】

自動車登録番号	熊谷 800 寸 1553	登録年月日	令和 6 年 8 月 28 日
初度登録年月	平成 20 年 3 月	車体番号	FD70B- ****
車名	三菱	型式	PDG-FD70B
原動機の型式	4M42	自動車の種別	普通
用途	特種	自家用・事業用の別	自家用
車体の形状	消防車	乗車定員	6 人
最大積載量	500kg	車両重量	2800kg
車両総重量	3630kg	総排気量又は定格出力	2. 97L
燃料の種別	軽油	型式指定番号	—
類別区分番号	—	長さ	508 cm
幅	169 cm	高さ	227 cm
前前軸重	1430kg	前後軸重	—
後前軸重	—	後後軸重	1370kg

【基本情報】

ミッション	MT
ハンドル	右ハンドル
走行距離	2, 936km
定期点検記録簿	あり
リサイクル券	あり
引き渡し保管場所	秩父市大野原 2 0 0 - 1 3 2 （旧秩父市消防団本部事務所）
予定価格	100, 000 円
車両の状況	<ul style="list-style-type: none">・令和 6 年 4 月 9 日に車検の有効期限が満了しています。・令和 4 年 3 月に 1 2 ヶ月法定点検整備を実施して以降は、自動車整備業者による整備を行っていません。・エンジン始動確認済み（自走可能）

引き渡し条件	<ul style="list-style-type: none"> ・車両及び装備は現状有姿で引き渡します。引き渡し後、隠れた不具合等を発見しても市は一切責任を負いません。 ・権利移転に伴う費用や移送の費用は落札者の負担とします。
その他	<p>■登録状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年8月に一時抹消済 ・引き渡しの際に自走する場合は、仮ナンバー及び自動車損害賠償責任保険の加入が必要になります。また、車両を使用する場合は、落札者が自ら新規登録の手続きを行う必要があります。 <p>■車両の状態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・走行距離：2,936 km（令和6年8月9日時点） ※敷地内の移動に伴い、若干走行距離が変わる可能性があります。 <p><input type="checkbox"/>外装</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年式相応の細かいキズ、塗装の劣化等があります。（詳細は物件の確認をお願いします。） ・売却物件引き渡し前に、秩父市において「秩父市消防団」などの文字入れは消去、車両正面の消防団シンボルマーク・拡声器付赤色回転灯は撤去します。 <p><input type="checkbox"/>内装</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年式相応のキズ、汚れ等があります。（詳細は物件の確認をお願いします。） <p><input type="checkbox"/>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本車両は、令和4年3月31日まで使用しています。 ・可搬ポンプ、消防用資機材を付属します。（写真参照） ・可搬ポンプのエンジンは始動しません。全ての装置が正常に動作するかは不明です。 ・付属品については車両と同等の年数が経過していますので、相応の劣化等があります <p>※車両の状態については、職員の目視・操作等により確認ができた事項のみを記載しております。専門的な見識を要する事項や、キズ・汚れ・凹み等の事項を含め正確な現状内容を保証するもの</p>

ではありません。あくまで現状有姿での販売になりますので、ご理解いただいたうえで入札参加及び入札をお願いします。

■諸費用

- ・ 売買代金の納付にかかる費用は落札者の負担となります。
- ・ 権利移転に伴う手続き、その他一切の法律や諸規制に関する手続きと費用負担は落札者に行っていただきます。
- ・ 売買代金に自動車リサイクル料金を含みます。

■売却物件の引き渡し

- ・ 売却代金の完納をもって売却物件の所有権移転とします。
- ・ 引き渡しの期限は、所有権移転の日から 30 日以内とします。30 日以内に売却物件を引き取りに来られない場合は、契約を解除させていただきます。
- ・ 移転登録（名義変更）の手続きに必要な書類は、売買代金の完納を秩父市が確認後、落札者に郵送します。
- ・ 当物件は、売却代金の完納に加え、道路運送車両法に基づく移転登録（名義変更）完了後に引き渡しとなります。引き渡し期限までに、移転登録を行ったことを確認できる書面の写しを秩父市に提出していただきます。
- ・ 売却物件は現状引き渡しとなりますので、引き渡し後の不調や不具合についての補償は一切行いません。
- ・ 売却物件の移送については、落札者の責任のもと行い、移送にかかる費用は落札者が負担してください。

■その他

- ・ 入札に参加する際は、本物件詳細のほか、秩父市ホームページより「インターネット公有財産売却説明書」、「秩父市入札公告」、「誓約書」及び「秩父市インターネット公有財産売却ガイドライン」をよくお読みのうえご参加ください。